

農地法第4条第1項第7号の規定による届出に要する書類

【届出先:羽曳野市農業委員会】

(市街化区域での所有者が同じ農地転用)

No.	書 類 の 種 類		発行 機関	提出部数		返却
				原本	写し	
1	届出書類一式		市	2		1
2	土地登記事項証明書(全部事項証明書)					
	登記証明書記載の住所が所有者住所と同じとき		No.2のみ	法務局	1	
	※登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」の記載された、不動産登記情報を添付することにより、登記事項証明書の提出は省略できます。			財民事法務協会	1	
3	登記証明書記載の住所が所有者住所と違うとき		No.2＋住民票	市	1	
4	届出者(借受人等の被設定人)が法人である場合、 ⑦「定款の写し」、④「寄付行為の写し」、②「登記事項証明書」のうち、 いずれか一方(②の取扱いはNo.2に準ずる)		⑦定款の写し	申請者		1
			④寄付行為の写し	申請者		1
			②登記事項証明書	法務局	1	
5	農業委員会会長宛て誓約書		市	1		
6	申請地の位置図(付近見取り図)		申請者		2	
7	既に転用している場合は、経過書(始末書)		申請者	1		
8	狭山池土地改良区の受益地に該当する郡戸・野・河原城地区の転用については、狭山池土地改良区への問い合わせ及び受理証明書が必要		狭山池土地改良区		1	
9	水利組合長の同意書		申請者	1		
10	隣接農地所有者又は耕作者(小作人)の同意書		申請者	1		
11	代理人が申請する場合	委任状	申請者	1		
12	小作地の場合	農地法第18条第6項の合意解約を先行して手続きしてください。				

注 意 事 項	* 開発許可、証明、指導要綱等に関することは、建築指導課開発指導担当と協議をして下さい。
	* 建物の建築、3000㎡を超える駐車場などは、建築指導課開発指導担当と事前に協議をして下さい。
	* 添付書類は、3か月以内のものとする。
	* 申請書への押印は不要ですが、提出時に本人確認させていただきます。
	ただし、委任状には、委任者(申請者)の署名(または記名)のうえ押印は必要とします。
※No.2の登記情報提供サービス利用の適用条件:不動産登記情報には「10桁の照会番号」「発行年月日」が記載され、番号取得日の翌日から100日間が有効となります。	

問い合わせ先・・・羽曳野市農業委員会事務局 072(958)1111 内線4710・4711